平成２１年（再イ）第２号
宮崎市源藤町葉山258番地７　すえひろヒデンＢＬＤⅢ207号
再生債務者　西國原　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月22日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再イ）第４号
埼玉県所沢市中富南２丁目23番地の３
再生債務者　萩谷　典孝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月22日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第２０号
埼玉県所沢市東所沢２丁目７番地の４　シャリエ東所沢307
再生債務者　猪熊　定春
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月22日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第３号
石川県加賀市大聖寺地方町２の６番地26
再生債務者　表　　博志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月22日　金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（再イ）第６号
石川県加賀市片山津温泉井63番地
再生債務者　柴田　　歩
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月22日　金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（再イ）第１３号
福井市高木北４丁目910番地
再生債務者　伏木　康智
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月22日　福井地方裁判所

平成２１年（再イ）第３号
滋賀県彦根市西今町228番地
再生債務者　酒居　興史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月22日　大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（再イ）第９２３号
大阪府東大阪市御厨西ノ町１丁目２番17号
再生債務者　丸善工芸こと　青野　文三
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再イ）第１８号
徳島市幸町３丁目70番地の１　森本ビル４Ｆ８号
再生債務者　藤森　和民
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月22日　徳島地方裁判所民事部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 27 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」及び平成21年３月27日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 21 年７月３日
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　高橋　文雄

平成18年３月31日に公告した「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の変更
１．⑶⑥ハを以下のとおりとする。
ハ　適用する期間
平成21年７月８日から平成24年４月12日までとする。
１．⑶⑨ハを以下のとおりとする。
ハ　適用する期間
平成21年３月30日から平成21年７月７日までとする。
１．⑶⑩ハを以下のとおりとする。
ハ　適用する期間
平成21年７月８日から平成23年３月31日までとする。
１．⑶㉖ハを以下のとおりとする。
ハ　適用する期間
平成21年７月４日から平成23年３月31日までとする。
２．⑶⑥ハを以下のとおりとする。
ハ　適用する期間
平成21年３月30日から平成21年７月７日までとする。
２．⑶⑦ハを以下のとおりとする。
ハ　適用する期間
平成21年７月８日から平成23年３月31日までとする。
２．⑶⑪ハを以下のとおりとする。
ハ　適用する期間
平成21年７月４日から平成23年３月31日までとする。

平成21年３月27日に公告した「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」の変更
「箱根新道の通行料金にかかる社会実験に関する割引」⑷③を以下のとおりとする。
③実施する期間
平成21年３月30日から平成21年７月７日までとする。
「箱根新道の通行料金にかかる社会実験に関する割引」⑻③を以下のとおりとする。
③実施する期間
平成21年７月４日から平成22年３月31日までとする。

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１．懲戒の処分をした弁護士会　広島弁護士会
２．懲戒を受けた弁護士
氏　　名　谷口　玲爾
登録番号　18899
事 務 所　広島県広島市中区幟町３―57中特ビル４階まこと法律事務所
３．懲戒の処分の内容　業務停止２月
４．懲戒の処分が効力を生じた年月日
平成21年５月21日

平成 21 年６月８日　日本弁護士連合会